

八王子市地域防災計画 (令和7年修正)

《概要版》

■□目 次■□

1. はじめに【総則】	1
2. 災害に備えて【災害予防計画】	16
3. いざというときの防災活動【応急対策計画】	26
4. 災害からの復旧・復興【復旧復興計画】	40
5. 東海地震等に備えて【東海地震・南海トラフ地震対応計画】	42

1. はじめに【総則】

(1) 計画の策定方針

◆計画の目的（地域防災計画とは）

地域防災計画とは、災害対策基本法第 42 条及び八王子市防災会議条例第 2 条の規定に基づいて、八王子市防災会議（会長：八王子市長）が市域の防災に関する業務や対策などを定めた総合的かつ基本的な計画です。

計画では、市民の生命、身体及び財産を災害などから保護することを目的とし、八王子市を主体に、東京都、警視庁、東京消防庁などの防災関係機関、及び市民等との連携により、八王子市の防災力の向上及び減災を図る対策などを定めています。

◆計画の前提

本計画は、本編第 5 章に掲げる「被害想定」、東日本大震災や平成 28 年熊本地震、令和 6 年能登半島地震など近年発生した大規模地震、平成 26 年 2 月大雪、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や平成 29 年台風第 21 号、令和元年東日本台風などの風水害から得た教訓や、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた自然災害と感染症との複合災害対策の課題など、近年の社会経済情勢の変化、及び市民・市議会などの提言を反映し策定しました。

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進し、特に高齢者、障害者、女性、子ども、性的マイノリティ等の要配慮者等の視点に立った、よりきめ細かい配慮が必要となります。東日本大震災以降、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方など多様な性の在り方に配慮した防災対策を推進していくことや、近年の災害で、本来避難すべき避難指示等のタイミングで避難せず逃げ遅れにより被災する者が多く発生した状況を踏まえ、国の防災基本計画及び東京都地域防災計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われており、市としてもこうした動向を踏まえて計画を策定しました。

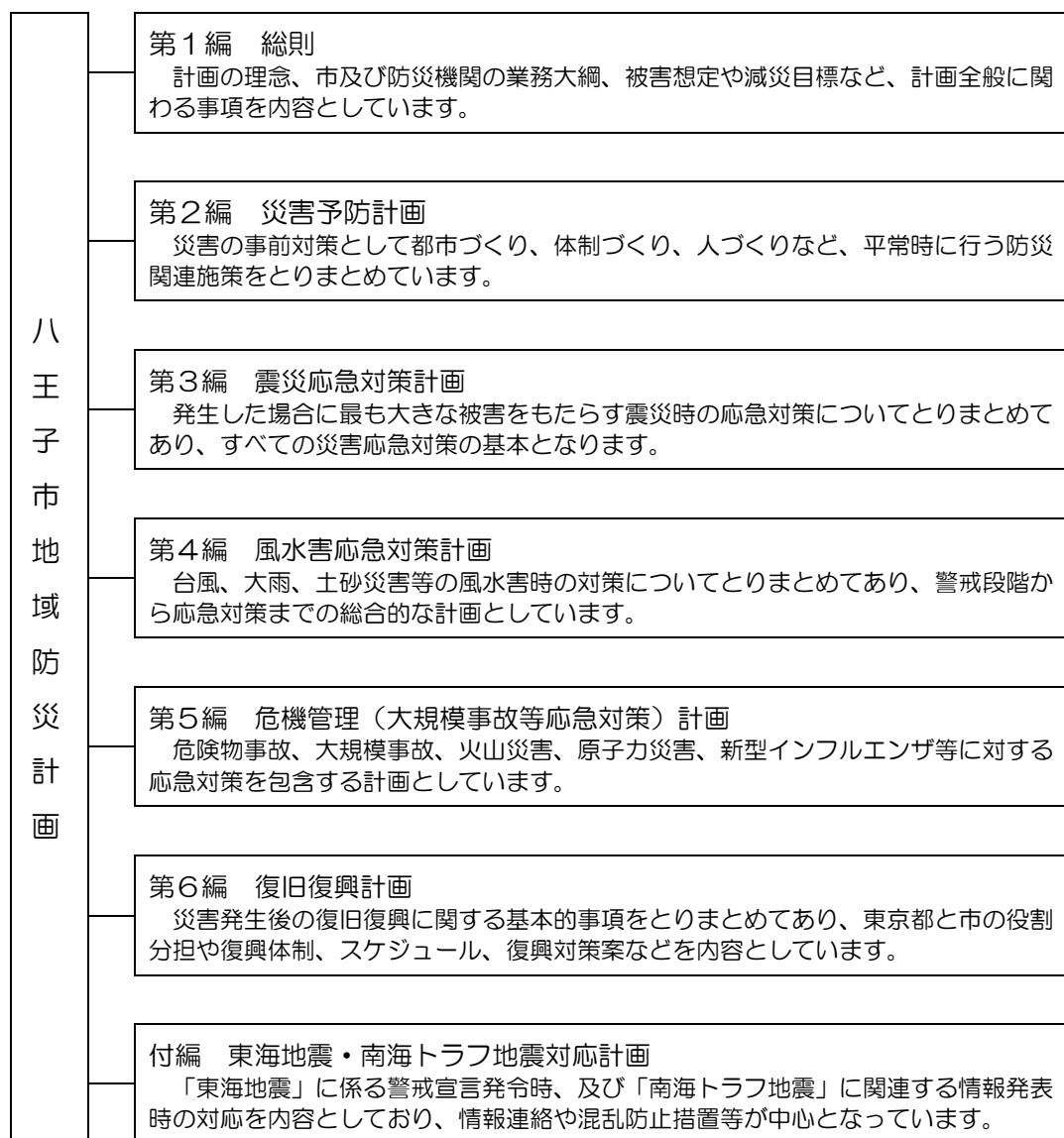
こうしたことから、災害時に住民が「自らの命は自らが守る」との自覚をもって避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築に向けた防災対策を推進します。

◆計画で扱う災害の範囲

- | | | |
|----------|-----------|----------------------------|
| (1) 地震災害 | (2) 風水害 | (3) 大規模事故等 |
| (4) 火山災害 | (5) 原子力災害 | (6) 新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症 |

(2)計画の体系

八王子市地域防災計画は、次のような構成になっています。



(3)市の責務

市は、その組織及び機能を挙げて災害対策を講ずるとともに、市民の自発的な自主防災組織の充実を図り、この八王子市地域防災計画に基づいて、災害の発生、又は災害の拡大を防止する対策的的確かつ円滑な実施に努めます。

◆市の業務大綱

(災害予防)

- 1 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- 2 市民による地域防災力の向上に関すること
- 3 防災都市づくり事業の推進に関すること
- 4 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること
- 5 災害対策用資器材及び物資の備蓄、整備に関すること
- 6 市域に存する公共的団体及び自主防災組織の育成、指導並びにボランティア環境整備に関すること
- 7 事業所防災に関すること
- 8 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること
- 9 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること

(災害応急対策)

- 1 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること
- 2 避難の指示等及び誘導に関すること
- 3 災害広報及び災害相談の実施に関すること
- 4 被災者に対する救助及び救護措置に関すること
- 5 緊急輸送の確保に関すること
- 6 消防及び水防に関すること
- 7 公共施設・設備の応急復旧に関すること
- 8 医療、防疫、保健衛生、文教、給水等の応急措置に関すること
- 9 外出者の支援に関すること
- 10 ボランティアの支援に関すること
- 11 防災関係機関との連絡調整に関すること
- 12 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること

(災害復旧・災害復興)

- 1 被災者の生活再建支援に関すること
- 2 施設の災害復旧に関すること
- 3 災害復興に関すること

(4) 市民・事業者の基本的責務

◆ 自助・共助・公助

市は、災害から多くの生命や財産を守るために、次の3つの理念を重視します。

- 1 「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による**自助**の考え方
- 2 他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という**共助**の考え方
- 3 この二つの理念に立つ市民と**公助**の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせないという考え方

◆ 市民・事業者の基本的責務

「自助、共助、公助」の理念を推進するために、東京都地域防災計画に準じて市民、事業者の基本的責務を次のとおり定め、これに基づき、防災対策の推進を図ります。

市 民	1 市民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 2 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。 (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 (2) 家具類の転倒・落下・移動の防止 (3) 出火の防止 (4) 初期消火に必要な用具の準備 (5) 飲料水及び食糧の確保 (6) 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認 (7) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保 3 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。 4 市民は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。
-----	--

事業者	1 事業者は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。 2 事業者は、その事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。 3 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成 25 年 4 月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の 3 日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。 4 事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知徹底に努めなければならない。 5 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。 6 事業者は、その事業活動に関して被害を防止するため、東京都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。
-----	--

(5)市の概況

◆位置

本市は、東京都心から 40 km 圏にあり、東京都の西端部に位置しています。
市役所（元本郷町三丁目 24 番 1 号）の位置及び本市の隣接市町村は、次のとおりです。

市役所の位置	東経	139° 18' 57"
	北緯	35° 40' 00"
	海拔	126.46m
隣接市町村	東	日野市、多摩市
	西	檜原村、神奈川県相模原市
	南	町田市、神奈川県相模原市
	北	あきる野市、福生市、昭島市

◆面積、広ぼう及び海拔

市の面積、広ぼう及び海拔は次のとおりで、多摩 26 市の合計面積の約 24%を占めています。

市 全 体	広 ば う	周 囲	95.8 km	
		東 西	24.3 km	
		南 北	13.4 km	
	海 抜	最 高	862.7m	
		最 低	63.0m	
	面 積	市全体	186.38 km ²	
事 務 所 別 面 積	本 庁	12.838 km ²	元八王子	12.781 km ²
	浅 川	26.339 km ²	恩 方	37.283 km ²
	由 木	7.816 km ²	川 口	24.290 km ²
	由木東	4.086 km ²	加 住	14.515 km ²
	南大沢	9.474 km ²	由 井	8.625 km ²
	横 山	6.192 km ²	北 野	5.853 km ²
	館	8.124 km ²	石 川	8.094 km ²

(統計八王子 令和5年〔2023年〕版)

◆地形、地質

市域は、西から東へゆるく傾斜した小規模な盆地状の地形をなしています。

本市を流れる河川は、西高東低の地形にしたがって、ほぼ東方へ流れ、小河川を集めて浅川となり、多摩川に合流します。本市の低地はこのような河川による侵食によってできたもので、市街地は浅川などの流域にあります。

市街地の北方にある加住丘陵は、西方から流れる谷地川によって南北に分けられ、加住北丘陵の北方は多摩川に、加住南丘陵の南方は川口川に接しています。川口川と北浅川に挟まれた川口丘陵が、また、北浅川と南浅川に挟まれた船田丘陵が東方へ突き出しています。南浅川の南方には小比企丘陵があり、その南東は湯殿川を挟んで多摩丘陵があります。

(6)被害想定及び市域の災害危険性

◆地震(被害想定)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)を踏まえたなか、平成 24 年 4 月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表後、約 10 年が経過するなかで、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化して

いるため、10年ぶりに被害想定の見直しを行い、令和4年5月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表しました。

その中で想定されている地震は、「都心南部直下地震（M7.3）」、「多摩東部直下地震（M7.3）」、「立川断層帯地震（M7.4）」、「大正関東地震（M8クラス）」、「南海トラフ巨大地震（M9クラス）」の5つです。

これらの地震のうち、多摩東部直下地震では、市域の97.6%で震度6弱以上の強い揺れが想定され、人的被害、焼失棟数を含む建物被害が最も大きくなることから、これを本市の想定地震とします。

想定地震	規模	震源	震源の深さ	発生確率
多摩東部直下地震	M7.3	多摩地域	約45km	今後30年以内70% (南関東地域におけるM7クラスの確率)

【想定された地盤の震動・液状化】

多摩東部直下地震は多摩地域の東部を震源域とするプレート内地震であり、多摩地域に大きな影響を及ぼすおそれのある地震として想定されています。震度6強以上の地域は、多摩地域に加えて、区部東部を含めて広く分布しています。本市における震度別面積率は、震度6強が24.1%、震度6弱が73.5%、震度5強が2.4%で、震度7の揺れは想定されていませんが、市域の97.6%で震度6弱以上の強い揺れの地域が分布しています。

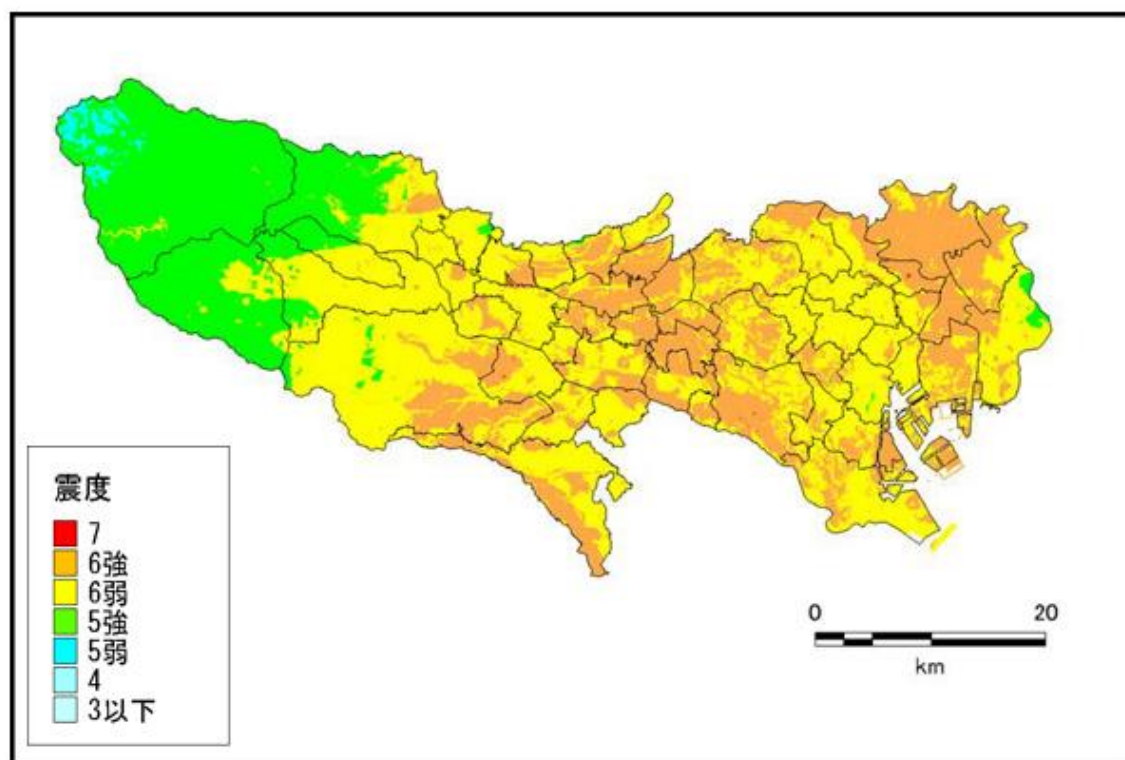


図 多摩東部直下地震(M7.3)の震度分布

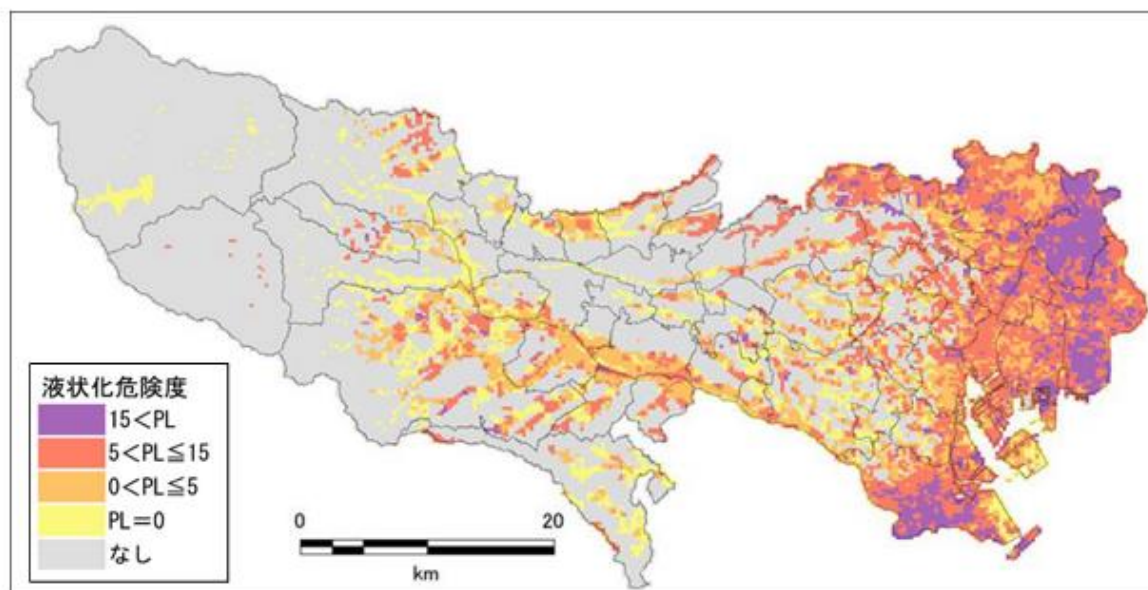


図 多摩東部直下地震(M7.3)の液状化危険度分布

表 PL値による液状化危険度判定区分（岩崎ほか（昭和55（1980）年）に加筆）

	PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	PL>15
PL値による 液状化危険度判定	液状化危険度は 極めて低い 。液状 化に関する詳細な 調査は不要	液状化危険度は 低い 。特に重要な 構造物に対して、 より詳細な調査 が必要	液状化危険度が やや高い 。重要な 構造物に対しては より詳細な調査が 必要。液状化対策 が一般には必要	液状化危険度が 高い 。液状化に関す る詳細な調査と液状 化対策は不可避

（令和4年5月「首都直下地震等による東京の被害想定」報告書より）

【想定される被害】

多摩東部直下地震が発生した場合、想定される各種被害は、次のとおりです。

項目			単位	多摩東部直下地震（M7.3）							
				冬・早朝		冬・昼		冬・夕			
				風速4m	風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	風速8m		
夜間人口			(人)	579,355							
昼間人口			(人)	576,240							
面 積			(km ²)	186.4							
震度別面積率		5強以下	(%)	2.4							
		6弱	(%)	73.5							
		6強	(%)	24.1							
		7	(%)	0.0							
建物棟数		計	(棟)	147,379							
		木造	(棟)	111,540							
		非木造	(棟)	35,839							
原因別建物全壊棟数		計	(棟)	2,452							
		ゆ れ	(棟)	2,342							
		液状化	(棟)	20							
		急傾斜地崩壊	(棟)	90							
原因別建物半壊棟数		計	(棟)	10,409							
		ゆ れ	(棟)	10,036							
		液状化	(棟)	167							
		急傾斜地崩壊	(棟)	206							
	うち、原因別建物 大規模半壊棟数	計	(棟)	2,125							
		ゆ れ	(棟)	2,025							
		液状化	(棟)	59							
		急傾斜地崩壊	(棟)	40							
		出火件数			(件)	13	13	16	16	27	27
		焼失棟数	倒壊建物を含む	(棟)	1,379	1,490	1,760	1,896	2,864	3,094	
倒壊建物を含まない	(棟)		1,351	1,461	1,726	1,859	2,807	3,033			
人的被害	死 者	計	(人)	183	186	114	117	167	172		
		ゆれ建物被害	(人)	134	134	60	60	89	89		
		屋内収容物	(人)	9	9	8	8	7	7		
		急傾斜地崩壊	(人)	8	8	6	6	6	6		
		火災	(人)	32	34	40	43	61	66		
		ブロック塀等	(人)	0	0	1	1	4	4		
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0		
	負傷者	計	(人)	3,047	3,059	2,464	2,478	2,764	2,785		
		ゆれ建物被害	(人)	2,739	2,739	2,103	2,103	2,227	2,227		
		屋内収容物	(人)	190	190	172	172	160	160		
		急傾斜地崩壊	(人)	10	10	7	7	8	8		
		火 災	(人)	103	115	141	155	243	265		
		ブロック塀等	(人)	5	5	41	41	125	125		
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0		
	うち重傷者	計	(人)	285	288	264	268	329	335		
		ゆれ建物被害	(人)	207	207	167	167	173	173		
		屋内収容物	(人)	42	42	37	37	35	35		
		急傾斜地崩壊	(人)	5	5	4	4	4	4		
		火 災	(人)	29	32	39	43	68	74		
		ブロック塀等	(人)	2	2	16	16	49	49		
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0		
要配慮者		死者数	(人)	99	100	61	63	90	92		
避 難 者		発生数	(人)	79,948	80,350	81,331	81,833	85,330	86,163		
帰宅困難者		発生数	(人)	—	—	101,663	101,663	101,663	101,663		
都内滞留者		発生数	(人)	—	—	553,589	553,589	553,589	553,589		
閉じ込めにつながり得るエレベーター		停止台数	(台)	500	500	502	510	509	510		
自力脱出困難者		発生数	(人)	943	943	775	775	788	788		
災害廃棄物		重 量	(万 t)	93	93	94	94	96	97		
ライフライン	電 力	停電率	(%)	4.4	4.5	4.6	4.7	5.2	5.3		
	通 信	不通率	(%)	1.8	1.0	1.2	1.3	1.9	2.0		
	上水道	断水率	(%)	21.4							
	下水道	管さよ被害率	(%)	5.2							
	ガ ス	供給停止率	(%)	0.0							
物 資	食料（万食）	～3日目	(万食)	22	22	23	23	25	26		
		4～7日目	(万食)	58	59	59	60	63	64		
	飲料水（万L）	～3日目	(万L)	26	26	26	27	27	27		
		4～7日目	(万L)	50	50	50	50	50	50		
	毛 布	必要量	（万枚）	11	11	11	11	11	11		

【地域危険度】

東京都では、地震に関する地域危険度を定期的に調査公表しており、令和4年9月に公表された「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」によると、総合危険度ランクが5段階のうち、本市はランク3の町丁目が3地区あるがそれ以外の地区は、ランク1・2の低い評価となっています。

◆風水害

市域には、多くの河川や水路が存在し、河川等の洪水による水害は、河川整備が進むにつれて減少しています。河川整備の状況は、整備計画に対して国の管理区間では堤防整備率が約54%、東京都の管理区間では約69%となっています。

水害の危険性については、関東地方整備局が、「想定しうる最大規模の降雨（48時間雨量588mm）」があった場合、河川の氾濫による浸水を「多摩川・浅川・大栗川の洪水浸水想定区域図」として平成28年5月に公表しています。

その他、東京都管理河川のうち、浅川上流、醍醐川、山入川、小津川、城山川、大沢川、御霊谷川、南浅川、案内川、川口川、山田川、湯殿川、兵衛川、谷地川、大栗川、大田川については、令和2年（2020年）1月に、秋川については令和2年（2020年）8月に想定雨量を「想定しうる最大規模の降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）」とする浸水予想区域図を公表。この浸水予想区域図のうち、外水氾濫に係る浸水予想区域については令和6年（2024年）2月に水防法に基づく浸水想定区域に指定されました。

また、関東地方整備局が洪水浸水想定区域を公表した多摩川及び浅川流域における内水氾濫の浸水予想については、東京都と同一の想定で市が独自に行い、令和3年（2021年）9月にハザードマップで公表しました。

これらの浸水想定（予想）によると、多摩川は高月町及び平町から小宮町にかけての一部地域が、浅川（国直轄区域）は萩原橋付近から日野市境までの河川沿いの区域が浸水するものと想定されているなか、高月町及び平町から小宮町にかけての一部地域では浸水深が「5.0m以上」となる区域が見られるほか、各河川沿いの一部地域及び地盤高が低い場所では浸水深が「1.0～3.0m」となる区域が見られます。

また、建築様式が多様化したことにより個人の住宅等でも半地下式の駐車場や地階を持つものが増えてきており、本市においてもかなりの数が存在しているものと想定されることから、記録的な豪雨や局所的な集中豪雨があった場合の危険性は内在していると考えられます。

「令和元年東日本台風」では、八王子市では初となる大雨特別警報が発表され、日降水量としては1976年の統計開始以来、年間を通じて第1位となる392.5mm（アメダス八王子）、最大1時間降水量においては10月としては第1位となる47.0mmの記録的な大雨となり、市内における人的被害は1件もなかったものの、市内187か所で土砂崩れが発生したほか、建物の全壊10棟、大規模半壊3棟、半壊12棟、一部損壊（準半壊）48棟、一部損壊（10%未満）163棟、床上浸水25棟、床下浸水70棟など、市民生活に大きな影響をもたらす被害がありました。

このような台風や近年多発しているゲリラ豪雨等の風水害においては、市民自らが日頃住

んでいる地域の危険箇所などをあらかじめ把握しておくことが、的確な避難（自主避難）に有効であること、地域に密着している地元消防団による迅速な避難誘導が被害を最小限にとどめるための大きな力となることなどを教訓として学ぶことができました。そこで、今後は平時におけるこうした取組を進めていくことが重要であることを改めて認識したところです。

今後は、河川・水路・公共下水道（雨水）整備などの流下施設対策や雨水貯留浸透施設の設置などの雨水流出抑制施策の推進とともに、水位・雨量情報の提供やハザードマップの周知、避難訓練等のソフト対策を総合的治水対策として展開することが不可欠です。

◆土砂災害

市域における土砂災害発生の危険性のある地域は、市西部の山地部と丘陵地の人工改変地があげられます。

西部の山地部は、道路などの法面を除けば、大規模な人工がけは少ないものの、宅地周囲の人工がけは多数あり、土石流による被害も考慮すると、住家に影響のある斜面は著しく広いものとなります。

また、市域東部のかなり広い地域を占める丘陵地は、1960年代から1970年代に多数の開発が行われ、丘陵地の標高は100メートルから200メートルで、多数の谷により樹枝状に浸食され、開析が進んでいるため、起伏はかなり大きくなっています。そのため谷埋め地や切り盛り地盤が多く、土砂災害の発生する可能性のある箇所は少なくありません。

そこで、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）が制定され、現在市内でも、東京都によって、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定が行われています。区域指定は、土砂災害のおそれがあるとされる土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害により市民に大きな被害が生じるおそれがあるとされる土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に二分され、さらに、がけ崩れ、土石流、地すべりの3要素別に分類されて指定されます。

本市では、平成30年3月で市内全域の土砂災害警戒区域の指定が完了しました。土砂災害防止法では、おおむね5年ごとに地形の改変など社会情勢の変化を反映させるための基礎調査を行うこととされており、東京都が現地調査を行い、地形や構造物の状態等に变化があった場合には、調査結果に基づき区域の指定・変更が行われます。

◆雪害

平成26年2月には、寒気の影響で低温となった日が多く、8日、14日からと2度にわたる大雪に見舞われました。8日から9日にかけては低気圧が日本の南岸を発達しながら通過したことから広い範囲で大雪や大雨となりました。14日から15日にかけては日本の南海上を低気圧が発達しながら通過した影響で関東甲信地方は記録的な大雪となり、本市においても独自観測で、最大積雪量50.5cmを記録し、過去の最大積雪量44cm（昭和43年2月16日）の記録を更新しました。

◆複合災害に対する対策

異種の災害が同時期に発生又は短時間のうちに立て続けに起きる複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、対応における制約が大きくなるほか、長期化も想定されます。また、被害想定も不確定であるため、次の点に留意する必要があります。

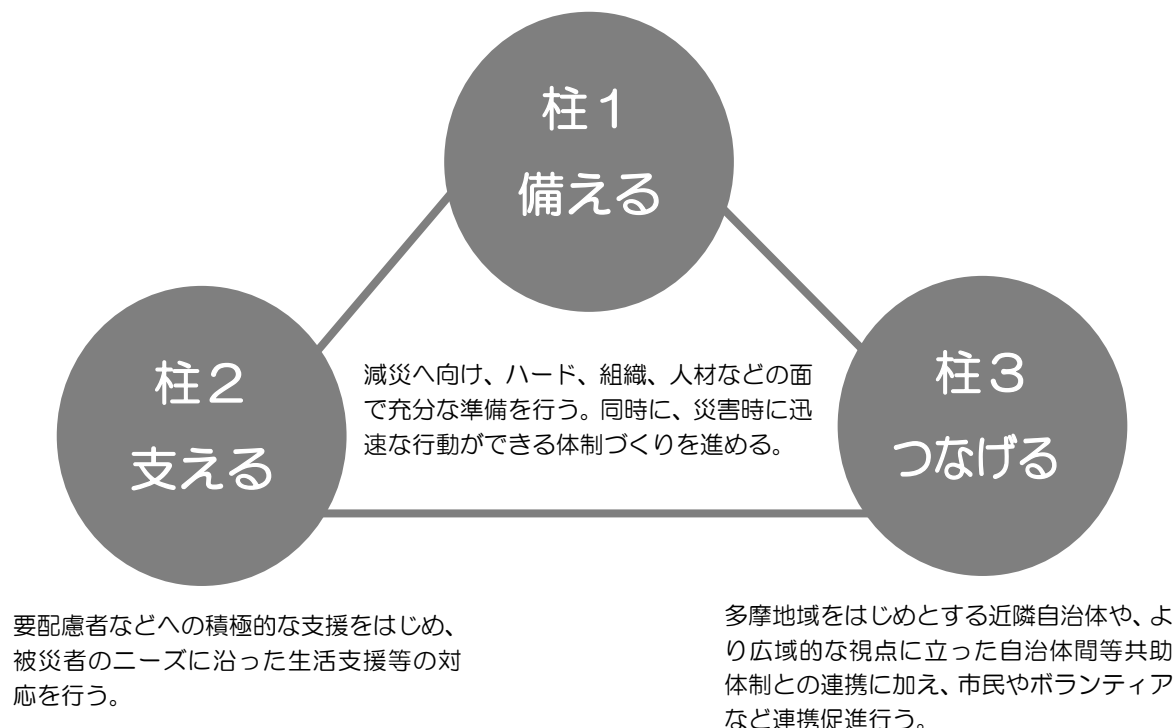
- ・避難体制の整備と避難所確保、適切な避難方法の周知
- ・被害状況の把握と災害情報の発信
- ・複合災害を想定したシナリオを設定した訓練と検証、マニュアルの整備
- ・災害対応従事者の確保と受援応援体制の構築
- ・災害関連死抑止措置

◆感染症対策との連携

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生に備えるため、八王子市感染症予防計画を策定し、市民の健康被害の軽減を図ることとしています。感染症と自然災害が同時発生した場合には対応も複雑化するため、地域防災計画と八王子市感染症予防計画は互いに連携・補完し合いながら、それぞれの計画に掲げた取組みを推進していくことで、被害軽減を図ります。

(7)防災ビジョン

災害の軽減を図るため3つの理念「備える」「支える」「つなげる」を掲げ、防災対策を推進します。



《柱1 備える》

主な施策	具体的な事項
① 最新の被害想定と今後の防災施策の展開を見据えた減災目標に対する取り組み ② 備蓄・物資配送対策の推進 ③ 情報通信の確保 ④ 減災へ向けたまちづくり ⑤ 平常時からの防災コミュニティ構築 ⑥ 原子力災害等への対応 ⑦ 感染症対策 ⑧ 防災 DX の推進 ⑨ 脱炭素社会の実現を兼ね備えた防災対策の推進	① 災害シミュレーションの結果を反映した、減災目標に対する取り組み ② 食糧、飲料水、毛布等の確保及び物資配送体制の充実 ③ 市民等への情報提供手段の充実 ④ 市民の的確な防災行動に繋がる情報伝達手段の複線化 ⑤ 震災に強い施設、住宅づくりの推進 ⑥ 自主防災組織を中心とした防災リーダーの育成及び防災のまちづくりの推進 ⑦ 実践的な防災訓練によるコミュニティ単位での防災力向上 ⑧ 地区防災計画の策定の促進と、策定に向けた地域への支援 ⑨ 避難所における感染症対応の体制整備 ⑩ 放射性物質に係る正確な情報提供の推進 ⑪ モバイルアプリや SNS を活用した情報共有 ⑫ 再生可能エネルギーの導入による継続的な電源確保

《柱2 支える》

主な施策	具体的な事項
① 要配慮者対策の推進 ② 共助の活性化 ③ 避難者対策の充実 ④ 医療対策の充実	① 要配慮者（高齢者・障害者・妊産婦及び乳幼児など）への特性に沿った積極的な支援の実施 ② 自助から共助へ市民が主体となった支えあい体制の構築 ③ スタンドパイプの活用による初期消火体制の強化 ④ 女性の視点を踏まえた避難所の管理運営体制の構築 ⑤ 八王子市中心部の災害医療体制の充実 ⑥ 医療機関等の連携促進（市災害医療コーディネーターを中心とした情報連携） ⑦ 必要な医療を迅速・的確に提供するための医療体制・医薬品等の確保 ⑧ 早期の生活復旧へ向けた被災調査の迅速化

《柱3 つなげる》

主な施策	具体的な事項
① 広域での防災体制整備 ② 帰宅困難者対策の推進 ③ ボランティアなどとの連携体制の整備	① 他自治体等からの受援に係る体制の構築 ② 他自治体・事業者との連携によるライフラインの確保 ③ 鉄道等輸送関係事業者や駅周辺集客施設事業者等との連携強化

④ 外部機関等への災害に関する円滑な情報提供

④ 民間等との連携による一時滞在施設の確保
⑤ ボランティアの受け入れ体制の構築、市民要望への的確な対応
⑥ 大学コンソーシアム八王子のネットワークを活かした大学等との連携強化
⑦ 情報関係事業者等との連携による支援情報の確実な発信

(8) 減災目標

減災目標の前提として、東京都が令和 4 年 5 月に公表した「首都直下地震による東京の被害想定」で対象とした地震のうち、市域の 97.6%で震度 6 弱以上の揺れが想定され被害が最大となる「多摩東部直下地震」を採用しています。

【減災目標】

令和 12 年度（2030 年度）までに、多摩東部直下地震による人的・物的被害を概ね半減する。

《 1 死傷者数を概ね半減させる》

- ① 建物の耐震化
- ② 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進
- ③ 救出・救助・救護体制の強化
- ④ 住宅・建築物・沿道の不燃化と消防活動困難区域の解消
- ⑤ 消防力の充実・強化
- ⑥ 市民や事業所の火災対応力の強化
- ⑦ 災害関連死の抑止

《 2 避難者数を概ね半減させる》

- ① 情報伝達手段の多様化、迅速化
- ② 食糧・飲料水の備蓄の推進
- ③ 被災住宅の応急危険度判定の早期実施完了
- ④ ライフラインの早期復旧を図る
- ⑤ 災害情報の共有化
- ⑥ 建物の耐震化・不燃化、及び太陽光発電等の導入による電力自己調達の推進
- ⑦ 住宅・建築物・沿道の不燃化と消防活動困難区域の解消
- ⑧ 消防力の充実・強化
- ⑨ 市民や事業所の火災対応力の強化

《 3 帰宅困難者対策を強化する》

- ① 一斉徒歩帰宅者の発生抑制
- ② 一時滞在施設の確保
- ③ 帰宅困難者への情報通信体制整備
- ④ 徒歩帰宅者への支援

《 4 建築物の全壊・焼失棟数を概ね半減させる》

- ① 建物の耐震化
- ② 住宅・建築物・沿道の不燃化と消防活動困難区域の解消
- ③ 消防力の充実・強化
- ④ 市民や事業所の火災対応力の強化

2. 災害に備えて【災害予防計画】

(1) 災害に強い都市づくり

◆強く、しなやかな減災都市づくり

市は、災害による被害を最小化する減災都市づくりとして、八王子市国土強靱化地域計画や八王子市都市計画マスタープランに合わせた震災、風水害等に強い都市づくり及び震災復興都市づくりを推進します。

◆地震災害の予防

市は、地震動による被害及び地震による延焼火災などを防ぐために、建築物及び非構造部材の耐震不燃化、マンションの耐震化助成制度の活用促進、有効なオープンスペースとしての公園整備、農地・緑地の保全、並びに消防水利の整備などに取り組み、燃えにくく地震に強い都市基盤の整備を計画的に推進します。

また、地盤の液状化、がけ・よう壁・ブロック塀の倒壊、危険物の落下、家具類の転倒・落下・移動、有毒物の漏えいなどによる被害を防ぐとともに、超高層建築物等における安全対策、エレベーター対策、長周期地震動対策の強化を講じるために、関係機関と連携して広報活動、啓発、安全化指導などに努めます。

◆水害の予防

市は、洪水による災害を防止するため、国や東京都と連携し河川などの整備に取り組んでいくとともに、排水施設の整備、雨水の流出を抑制する施策の推進、アンダーパス部の冠水事前対策並びに水防倉庫の適正配置や資器材の充実に努めます。

また、市が管理する消火栓や水路、公共下水道（雨水）などについては、内水によって浸水被害の予測される地区などを確認・検証し、優先度を設定しながら、全市的な雨水対策の計画を検討、策定し整備を行います。

◆土砂災害の予防

市は、土砂災害のおそれがある斜面などに対し、東京都と連携して危険な区域の指定や防止工事を促進するとともに、避難体制などを示したハザードマップを作成・活用し、市民等へ情報提供を行うなど、警戒避難体制の確立を含む総合的な対策を推進します。

◆雪害の予防

市は、気象庁が発表する大雪注意報、大雪警報等の防災気象情報や降雪状況等について、多様な手段を活用し、市民の方が適切な行動が取れるよう、情報伝達体制の構築を図るとと

もに、各道路管理者やバス事業者等と連携して除雪できる体制の整備を推進します。また、自主防災組織に対する資器材助成の品目に除雪作業に有効な資器材の導入を行い、共助による除雪体制の充実を図ります。

◆指定避難所（避難所）などの指定・整備

【指定避難所（避難所）などの指定・整備】

市は、広範囲に及ぶ火災や有毒ガスなどから身を守るために、大規模な公園などを指定緊急避難場所（広域避難場所）として指定しているほか、災害が発生、または発生する恐れがある時に、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所として、市立の全小中学校、市内の全都立高等学校などを異常な現象の※種類ごとに指定緊急避難場所（一時避難場所）として指定・整備をしています。

※＜地震＞

地震災害が発生した時に、災害の危険から緊急に逃れるため、家族や近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難のための集団を形成する場所として、市立の小・中学校及び都立高校等の校庭（屋外）を指定しています。

＜風水害＞

風水害による災害が発生する恐れがあり、市が避難指示等を発令した際に、市民等が立退き避難をする場所として市立の小・中学校、市民センター及び都立高校等の体育館等（屋内）を指定しています。

また、災害により家屋などが被害を受けて住めなくなった市民などの受け入れるため、市立の全小中学校、市内の全都立高等学校、市民センターなどを指定避難所（避難所）として指定しています。

注）指定緊急避難場所及び指定避難所は、地震、土砂災害、洪水等、災害種別によって指定しています。

指定避難所（避難所）等の詳細は、八王子市のホームページまたは八王子市総合防災ガイドブックに掲載しているハザードマップをご覧ください。

【指定緊急避難場所、指定避難所以外の避難先の確保・整備】

市は、市民が災害発生時、又は発生の恐れのある場合、時間的に余裕がないなどの理由から避難場所等への避難が困難となった場合、公共又は民間施設等を活用し、緊急的かつ一時的に受け入れられるよう場所の確保と体制づくりを推進します。

【指定避難所（避難所）及び要配慮者関連施設の安全確保対策】

土砂災害により被害が想定される指定避難所（避難所）及び要配慮者関連施設について、代替施設の確保や警戒避難体制の整備等のソフト対策と併せ、必要に応じて土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策のハード対策の促進について東京都へ要請します。

【福祉避難所の指定・整備】

高齢者、障害者、難病患者等の要配慮者は、一般的な避難所生活には耐えられないことも想定されます。このため、市は、要配慮者のうち支援が必要と判断される方の福祉避難所の指定を行うとともに、社会福祉施設等とは二次的な避難所としての活用を目的とした協定締結を進め、協定等による福祉避難所の更なる確保を図ります。

【一時滞在施設の指定】

市は、帰宅困難者が帰宅可能になるまで受け入れる施設として駅周辺の市施設や協定を締結した民間施設等を一時滞在施設として指定しています。今後も駅周辺の公共施設や、民間事業者等への働きかけにより一時滞在施設の確保に努めます。

【感染症発生期の避難対策】

新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症の発生期における災害時の避難対策については、国や東京都の対応指針等を踏まえた対応を行います。

【避難所における通信環境の整備】

市は、避難所運営者や避難者が安否確認や各種災害情報、行政情報等の収集を行いやすくするため、Wi-Fi アクセスポイント、移動基地局の設置等、通信事業者とも連携を図りながら、避難所における避難者の通信環境の整備強化に努めます。

◆地域防災力の向上

【地域住民による自主防災体制の強化】

市は、災害による被害を軽減するために、地域の事情に精通した自主防災組織や町会・自治会など地域コミュニティの防災体制を強化します。その一つとして、自主防災組織は地域における防災活動の中核を担う存在であり、このため、防災指導員育成研修会などによる防災リーダーの育成や必要な資器材の助成を通じて、自主防災組織の結成促進及び活性化に努めています。

【地区防災計画策定の推進】

地区防災計画は、一定の地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う自発的な防災活動に関する計画であり、地区居住者等が策定し、提案した場合には、市（防災会議）は、市地域防災計画との整合性が図られているか等を確認し、市地域防災計画に認定し、自助・共助による地域の自発的な防災活動を促進します。市は、地区居住者等が地区防災計画を策定する際には、必要に応じて助言等を行い、未策定の地区に対しては、計画策定に向けた普及啓発を積極的に推進します。

◆多目的防災拠点の整備

【北野多目的広場】

16号バイパス等の主要幹線道路に近接するオープンスペースを災害時の地域の避難場所として機能保全に努めています。また、マンホールトイレ、防災倉庫が備えられているほか、災害時にはヘリコプター臨時離発着所として活用するほか、自衛隊の災害派遣部隊の活動拠点として位置付けます。



◆市街地の整備

【東京都立多摩産業交流センター】

市は、都立多摩産業交流センター（東京たま未来メッセ）と連携し、旭町・明神町地区の一体的なまちづくりを進めています。このなかで、一時的な避難スペース等の防災機能を持った広場施設の整備や、周辺道路の無電柱化を推進します。

【八王子駅南口集いの拠点】

市は、JR 八王子駅南口の南に位置する、八王子医療刑務所跡地を活用し、防災機能を備えた公園、ミュージアム、ライブラリ、交流スペースが一体となった複合機能施設の整備を進めています。

災害時、大規模な延焼火災等における避難場所等の強化のため、広域避難場所として指定するほか、八王子駅周辺に滞留した帰宅困難者の受入れ対策のため、一時滞在施設として活用ができるよう推進します。

◆ライフライン施設などの災害対応力の強化

上下水道、電気、ガス、電話、鉄道、道路などの施設については、各事業者・管理者が耐震化などの各種防災対策を推進し、そのサービス機能の災害対応力の強化に努めます。



◆エネルギーの確保

【エネルギーの確保】

市施設における災害時のエネルギーの確保について、電気、都市ガス、LP ガス、再生可能エネルギーのほか、コージェネレーションシステム等の導入など、様々なエネルギー源の特性等を踏まえた調査研究を行い、防災機能の充実を図ります。

【再生可能エネルギーの利活用促進】

住家への太陽光発電システムや蓄電池等の設置導入により、災害時にも電力の自己調達・自己消費が可能となり、市民の在宅避難者の比率を高めることに繋がることから、市は太陽光発電システム等再生可能エネルギーの普及促進のために設けた市の助成制度や、東京都等が実施している助成制度について周知啓発を行います。

また、市施設へも太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の導入を進め、防災機能の強化を図ります。

【事業者と連携した電源確保】

市は、災害時の電力供給体制の構築を目的として、民間事業者と発電機を含めたレンタル機材の提供に関する協定や、電気自動車（EV）や給電車両（HV、PHV）の貸与に関する協定を締結し、災害時の非常用電源の確保を進めています。今後も各種事業者と協力・連携を図りながら、災害時の電源確保に努めます。

(2) 災害に強い体制づくり

◆情報の収集・伝達及び広報体制の整備・強化

災害時に迅速・的確な情報収集と防災関係機関相互の確実な情報伝達のため、通信・連絡手段の多ルート化を進めるとともに、市民への情報提供のための防災行政無線や J-ALERT（全国瞬時警報システム）・緊急速報メールなどのほか、SNS を活用した災害情報発信・収集手法の強化、孤立可能性地区への衛星携帯電話等の配備、全避難所及び一時滞在施設へ特設公衆電話の設置を進めます。

また、ドローン等を活用した災害情報収集体制の整備など、今後様々な資機材の活用を研究します。



◆消防活動、救助・救急、医療体制の整備

【初動医療体制の整備・充実】

市は、医療救護活動拠点等の確保、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・柔道整復師会との連携強化、市災害医療コーディネーター・市災害薬事コーディネーター・市健康危機管理アドバイザーの任命と情報連絡体制の構築、医療チームへの派遣要請体制の整備等を推進します。

【消防団の機能強化・充実】

消防団の機能を強化・充実させるため、訓練の充実、資器材確保、器具置場の耐震化、団員の確保を行います。



◆災害時の相互協力・応援体制の整備・強化

【受援体制の整備】

市は、広域かつ著しく大規模な震災の発生時において、協定等による他自治体等からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、令和2年1月に策定した「八王子市災害時受援応援計画」に基づいた体制の整備を図ります。

【市域の大学等との協力体制の強化】

市内には、20以上の大学等（大学・短期大学・高等専門学校）が存在し、9万人以上の学生が学んでおり、全国でも有数の学園都市となっています。市は、こうした地域特性を活かすため、大学コンソーシアム八王子との連携などにより、学校間における連携体制の構築や市域の大学等の学生の力を災害時に活用できる体制の整備を図ります。

【ボランティア等との災害時連携・協力体制の整備】

災害時にボランティア等に広く協力を求めるためには、平常時から市民活動を促進・支援し、行政との信頼関係や連携の仕組みを構築しておく必要があります。このため、市は、これらボランティアやNPOなどとの連携・協力や災害時の受け入れ方法及び活動拠点等について体制の整備を図ります。



【民間物流事業者等との連携の強化】

市は、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用し、救援物資の供給が迅速かつ円滑に実施できるよう、体制整備に努めます。

◆避難行動要支援者の避難支援体制の確立

【避難行動要支援者の避難支援体制の強化】

市は、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和 3 年5月改訂）に基づき、福祉関係団体等の協力を得ながら避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成を進め、避難行動要支援者の把握や救助体制の強化など避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備を図ります。

また、自主防災組織等を中心とした避難行動要支援者の避難支援対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努めます。

【避難行動要支援者に関する情報の把握】

市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安否を確認し、避難誘導を行うため、関係機関や福祉関係団体等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図ります。

【福祉避難所の受け入れ体制の整備】

市は、平時から福祉避難所と避難者の受け入れ等について調整を行い、災害時に避難行動要支援者の円滑な避難に備えます。

【在宅人工呼吸器使用者対策の強化】

市は、自主防災組織、町会・自治会等と連携して、平常時より在宅人工呼吸器使用者を把握し、災害時人工呼吸器使用者リスト及びマップの作成に努めるとともに、災害時個別支援計画の作成に努めます。

◆帰宅困難者対策

【帰宅困難者のための一時滞在施設の確保】

市は、帰宅困難者が帰宅可能になるまで受け入れる施設として駅周辺の市施設や協定を締結した民間施設等を一時滞在施設として指定しています。今後も駅周辺の公共施設や、民間事業者等への働きかけにより一時滞在施設の確保に努めます。



【駅周辺滞留者対策の強化】

市及び八王子駅周辺滞留者対策推進協議会は、災害関連情報等の提供を行うため、駅周辺滞留者に交通情報・一時滞在施設の開設情報等を提供する情報拠点（八王子駅南口総合事務所内及びクリエイトホール消費生活センター内）の設置及び対応が円滑に行えるように、初動に必要な資器材等を配備するなど、運営体制の整備を図るとともに、※東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレット等により普及啓発に努めます。

また、東京都が開発中である帰宅困難者等に対して情報提供するための「帰宅困難者対策オペレーションシステム」の導入及び情報拠点や一時滞在施設等の情報通信基盤の強靱化について検討を進めていきます。

※【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・ 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・ 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・ 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・ 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・ 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

◆水の確保・給水体制、備蓄体制の整備

【応急給水体制の構築、備蓄の充実】

市は、東京都、自主防災組織等と連携し、市内 19 か所の災害時給水ステーション（給水拠点）における災害時の具体的な給水方法等について、市民への周知を図ります。また、小・中学校及び市民センター等を、災害時における市民への救援救護対策活動の拠点として整備し、防災倉庫の設置、初期救援対策及び避難所運営のために必要な資器材・物資等の備蓄を進めます。あわせて、食糧等物資の調達に関し、市内大規模小売店舗等との災害時協力体制の充実や、給食センターを活用した食支援体制の整備を図ります。



【備蓄の推進】

市は、要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資（お粥や液体ミルクなど）の確保に努めるほか、新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症の発生期における避難所内の集団感染を防ぐために必要な物資の確保に努めます。

また、各家庭や事業所に対しては、水、食糧、簡易トイレ、その他生活必需品のほか、各自のニーズに合ったもの等について最低3日分、できれば1週間分程度を備蓄するほか、燃料の供給不足に備え、日頃から車両の燃料やバッテリー残量などを管理しておくよう啓発を図ります。動物飼養者に対しては、ペットフード、ケージ等も備蓄するよう啓発を図ります。

◆外国人対策の推進

【災害時における外国人支援センターの設置・運営及びコミュニケーション支援】

市は、災害が発生した際、必要に応じて外国人支援センターを設置し、外国人向けの情報の収集・提供、外国人相談、語学ボランティアの派遣など、災害時における外国人への総合

的な支援を行います。また、日本語に不慣れな外国人にも必要な情報が正確に伝わるよう、多言語化に加え、やさしい日本語やピクトグラム等の活用に努めていくほか、避難所における多言語対応の充実を図るため、コミュニケーション支援ボードや、多言語音声翻訳アプリ等 ICT の活用を進めるとともに、語学ボランティア等の確保・育成を行います。



(3) 災害に強い人づくり

◆市民相互の協力による自主防災体制の強化

災害による被害を軽減するには、地域の事情に精通した自主防災組織や町会・自治会など地域コミュニティの防災体制を強化し、災害時に地域住民が救出・救助、初期消火及び避難所運営支援などの防災活動に積極的に取り組む必要があります。とりわけ、自主防災組織は地域における防災活動の中核として重要なことから、市は、防災指導員育成研修会などによる防災リーダーの育成に努めるとともに、地区防災計画策定に向けての推進を図ります。



◆防災知識の普及や意識の高揚

市は、総合防災ガイドブックやホームページを通して、指定緊急避難場所（広域避難場所、一時避難場所）・指定避難所（避難所）などの位置、災害時の行動基準、災害に対する備えなどを周知するほか、地域への出前講座の講師としての職員派遣や防災 DVD の貸出しなどを行っており、今後も、市民への防災広報の充実に努めます。

◆防災教育の推進

市は、学校、幼稚園・保育園及び事業所などに対し、地震の揺れを体験できる起震車の派遣や資料提供を行います。また、東京都や消防署が行っている防災教育について、広く市民への周知を図るとともに、東京都、消防署と連携して防災教育を推進します。



◆消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団は、消防署、市、自主防災組織や地域住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であり、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」では、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在でもあると定めています。

市は、消防団の応急救護資器材（担架・救急カバン等）の増強・充実を図り、応急手当指導員等を養成するとともに、簡易救助器具等を整備し、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を行います。



◆防災訓練の実施

市は、防災関係機関と連携して毎年、総合防災訓練を行うほか、総合水防訓練などの個別訓練を行います。また、市、消防団及び消防署は、要請により、自主防災組織、町会自治会等地域住民、学校などが実施する防災訓練に対し、訓練の指導・助言及び参加を行います。



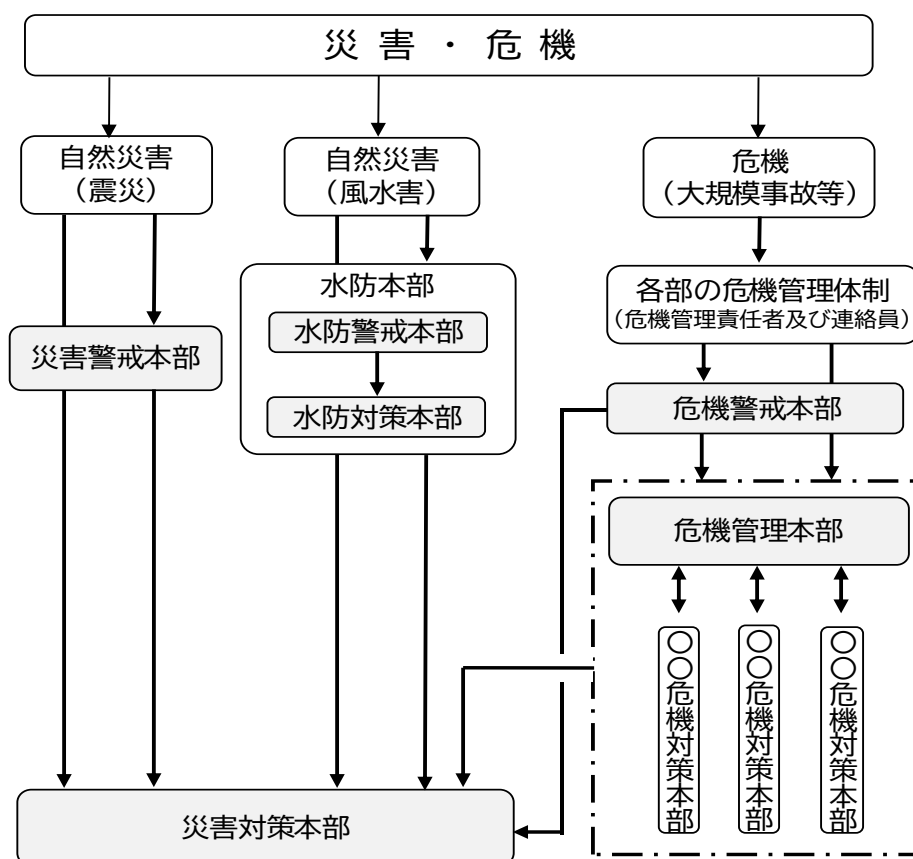
3. いざというときの防災活動【応急対策計画】

〔震災応急対策計画・風水害応急対策計画・危機管理（大規模事故等応急対策）計画〕

ここでは、災害の発生による被害を最小限にするための基本的な体制や対応について記載しています。

災害には、地震や大規模事故のように突発的に発生するものや、台風など、ある程度事前予測が可能なものがあり、被害範囲も局地的なものから広域にわたるものまで様々です。地域防災計画は、このような災害の特性、規模などに合わせて柔軟な対策がとれるよう「震災」、「風水害」、「危機管理（大規模事故等）」の災害種類別に作成しています。

(1)市の防災体制



◆災害対策本部

地震が発生したときは、適切な対策活動を行うために、市域の震度や被害状況に応じて災害警戒本部や災害対策本部を設置し、必要な職員の配備を行います。

災害対策本部などでは、市と防災関係機関との調整を行い、関係職員は、定められた役割分担に基づいて対策活動を行います。

なお、夜間や休日などに震度 6 弱以上の大規模地震が発生したときは、防災関連施設や職

員等も被災することが想定されるほか、職員の参集にも多くの時間と困難を要することが予想されるため、通常の体制とは異なる大規模地震非常体制をとり、初期応急活動を行います。

◆水防本部

台風や大雨、大雪などで災害が発生するおそれがあるときは、災害対策本部の設置前の段階として水防本部を設置し、警戒・防御活動を行います。

また、台風や大雨、大雪などでは、時間を追って被害が拡大していく傾向があるため、水防本部を「水防警戒本部」と「水防対策本部」の２段階体制とし、警戒活動や局地的被害に対処する段階から柔軟・迅速に対応を図るようにしています。

◆危機管理本部等

自然災害とは別に、市民に直接影響する可能性がある鉄道・航空機などの大規模事故、テロ・集団食中毒などの重大事件や緊急事態、火山災害、原子力災害、新型インフルエンザ等に対しては、被害状況や市民生活への影響度に応じて、危機警戒本部又は危機管理本部を設置して情報収集、総合調整を行い、必要な対応を行います。

また、さらに状況の悪化が見込まれるときには、状況に応じ、災害対策本部を設置して、当該危機に適した救助、避難、医療救護、広報などの対策活動を行います。

(2)情報収集、広報活動

◆地震・気象情報の収集

市内に設置された地震計や雨量計による観測データや東京都などを通じて伝達される各種注意報・警報などにより、地震・気象情報などを迅速に把握します。

◆初期の被害情報の収集

災害初期の情報を迅速に把握し、災害対策を実施する体制を整えるため、現地情報収集班を市内各地に巡回させて初動対応に必要な情報を収集、集約します。

なお、ドローン等による被害情報の収集が必要と認められる場合は、関係機関と連携し、被害情報の収集を行うほか、LINE等のSNSも活用し、市民からの情報収集も行います。

◆危険箇所情報などの収集

大雨などにより土砂災害のおそれがある危険箇所や余震により二次災害のおそれがある危険建物などについては、その状況を把握し、必要に応じて警戒活動や安全措置を行います。

特に、浸水想定区域内等の要配慮者が利用する施設についての現状を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の円滑かつ迅速な伝達に努めます。

◆災害広報

大規模な災害時には、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、コミュニティ FM、市ホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディアなどの様々な媒体を活用して、災害情報、被害状況、復旧の見通し、生活関連情報などについて広報します。広報に際しては、災害発生後の時間経過に応じて必要な情報を的確に提供することに努めます。

(3) 応援要請

◆自衛隊、他市町村などへの応援要請

大規模な災害が発生し、市だけでは対応できないときは、東京都に自衛隊の災害派遣要請を依頼します。自衛隊は、緊急を要する場合、その判断に基づき自主派遣し、救援活動を行うことができます。

また市は、相互応援協定に基づき、他市町村や民間団体などに対して、応援・協力を要請します。



◆ボランティアなどの受け入れ、支援

大規模な災害時には、市は社会福祉協議会との協働によって災害ボランティアセンターを設置し、一般のボランティアやNPO（非営利活動団体）の受け入れを行い、連絡調整や活動支援を行います。

(4) 救助活動・消防活動

◆救助活動

地震など大規模な災害が発生したときは、市や警察署、消防署などの防災関係機関が連携して被災者の救助活動を行います。

市民、自主防災組織、事業所の皆さんは、二次災害の発生に注意しながら、連携して救助が必要な人の発見・通報に努めるとともに、可能な限り救助活動に協力して救助にあたりましょう。



◆消防活動

消防署、消防団は、市民の安全確保を最重点に消火活動を行い、全力をあげて延焼拡大の阻止に努めますが、大規模な地震発生時には、火災が市内各所で同時発生することが予想され、市民、自主防災組織、事業所などの皆さんによる出火防止措置、初期消火活動が重要となります。

そこで、市民、自主防災組織、事業所の皆さんは、火災が発生したときは、街頭消火器やスタンドパイプなどを活用し初期消火活動にあたりましょう。



(5)医療救護活動

◆医療情報の収集伝達体制

市は、医療救護活動拠点を設置し、市災害医療コーディネーター・市災害薬事コーディネーター・市健康危機管理アドバイザーの助言を受け、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会・柔道整復師会及び東京都等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、市災害医療コーディネーター・市災害薬事コーディネーターに報告します。

また、緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に周知します。

◆緊急医療救護所等の設置

市は、市災害医療コーディネーター・市健康危機管理アドバイザーの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整するとともに、被害状況に応じて、緊急医療救護所等の設置場所を決定します。

緊急医療救護所における医薬品の供給等を円滑に行うため、必要に応じてモバイルファーマシーを活用します。

注）緊急医療救護所の設置は 15 か所となります。詳細については八王子市のホームページをご覧ください。



◆医療救護活動の実施

市職員及び市医師会会員等は、発災直後から負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに緊急医療救護所を設置します。また、必要に応じて避難所医療救護所で医療救護活動を実施します。

◆重症者の搬送

緊急医療救護所等から災害拠点病院等への重症者の搬送は、消防署等のほか、市内医療機関の所有する病院救急車による搬送を要請するとともに、必要に応じて市職員が、車両を確保し搬送します。また、必要に応じ、市災害医療コーディネーターと地域災害医療コーディネーターとの協議のうえ、市内病院が所有するDMATカーや緊急医療用ヘリコプターによる搬送を要請します。

◆被災者の保健対策

市は、初動・応急期は、避難所からの保健相談に関する電話窓口を設置し、復旧期以降は保健師、栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し避難所等に派遣することで、被災者の健康保持を推進します。

また、必要に応じて、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、助産師等による巡回診療を行い、市の編成で不足するときは、東京都へ保健活動班の派遣を要請します。

◆山間部における医療救護活動

山間部においては、地震等により道路の寸断や通信線の断線が発生し、集落が孤立するおそれがあります。孤立地区に医療施設がないなど十分な治療ができない状況においては、ヘリコプターによる搬送手段を活用し、負傷者を災害拠点病院等へ搬送するほか、医療スタッフの派遣、医療資器材の搬送により対処します。また、孤立化した被災者に対し、ドローンを活用した医薬品や医療資器材、緊急物資等の搬送体制を整えます。

(6) 交通・輸送対策

◆交通規制の実施

都内に震度6弱以上の地震が発生し、かつ大規模な被害が発生したときは、警視庁により、所定の区域又は路線に交通規制が行われ、一般の車両は通行禁止となります。

◆運転者のとるべき措置

交通規制が行われた場合は、避難などには車両は使用しない、通行禁止区域内の車両は速やかに道路外へ移動又は道路の左側端に停車するなどの措置が必要となります。運転者は、警察、市などが行う広報の指示に従ってください。

◆緊急輸送

緊急輸送に必要な車両、燃料などは、市で保有するもののほか、東京都トラック協会などに協力を要請して確保します。また、緊急時における重症者の医療機関への搬送などは、必要に応じ、ヘリコプターの派遣要請並びに臨時ヘリポートの設置で対処します。



◆地域内輸送拠点の設置

民間業者などから物資の調達や、東京都や他市町村などからの救援物資を効率良く配送するために地域内輸送拠点を開設し、ボランティアなどの協力を得て、物資の受け入れ、仕分け、保管などを行います。

(7)避難対策

◆避難の指示

避難の指示等の広報伝達は、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、モバイルアプリ、ソーシャルメディア、広報車、市職員・消防団員による巡回等のほか、関係地域のすべての人に伝わるように、ケーブルテレビやテレビ・ラジオ等放送機関その他報道機関の協力を得るなど、あらゆる手段を活用するよう努めます。また、高齢者、障害者、難病患者等の要配慮者に対しては、地域住民等の協力を得て確実に伝達できるよう配慮します。

◆避難所の開設

避難所の開設は、市が指定している指定避難所（避難所）の中から必要に応じて開設を決定することを基本とし、市職員が施設管理者等の協力を得て開設、教職員や避難所となる施設の職員などと連携して避難者の受け入れを行います。避難所では、必要に応じて、飲料水、食糧並びに毛布などの生活物資を提供するほか、災害に関する情報の提供や相談受付など、避難生活の支援を行います。

◆風水害時の避難場所開設

風水害時における避難場所の開設は、地震時とは異なり、災害によって被害が発生する前に災害規模を予想し、準備を進める必要があります。

市は、開設が必要な避難場所数等は、下表のとおり想定される災害の規模によって2段階のプランに分け、円滑な避難場所の開設・運営を行う準備体制行います。

プラン	避難場所数	想定する災害の規模
プラン 1	26 施設 程度	大雨、洪水、暴風警報の発表の可能性が高く、かつ市内に被害が想定され、高齢者等避難または避難指示を発令する見込みが高い場合
プラン 2	43 施設 程度	プラン 1 の状況かつ、特別警報の可能性が示唆されているなど、事前の気象状況等によって、市内の広範囲で明らかに大きな被害が想定される場合

◆感染症流行時における避難所開設

警戒が必要な感染症が流行しているときに避難所を開設する際は、避難所内での集団感染や感染拡大による災害関連死を防ぐため、以下のとおり感染防止対策の徹底を図ります。

- 1 可能な限り多くの避難スペースの確保
- 2 在宅避難等の周知
- 3 避難者の健康状態の確認
- 4 発熱、咳等の症状が出た避難者のための専用スペースの確保
- 5 手洗い、咳エチケット等の徹底
- 6 避難所の衛生環境確保
- 7 十分な換気の実施、スペースの確保
- 8 感染者専用避難施設

なお、感染症対策は、流行している感染症によって注意すべきことが変わることから、国や東京都の通知に基づき柔軟な対応に努めます。



◆福祉避難所の開設

市は、発災時、迅速に福祉避難所を開設できるよう、協定先施設等と連携した対応を行うなど、多様な避難所の確保に努めます。

◆緊急避難先開設

発災時、避難所等への避難が困難となった被災者の緊急的かつ一時的な避難先として、事前に協定等で締結した公共又は民間施設等を開設します。

なお、市民がその場に留まる期間は、周囲の危険が無くなり、自宅や避難所等に移動が可能になった時までとします。

◆避難所の運営

避難所の運営は、避難所運営職員が教職員等の協力を得て実施します。

避難所生活が長期化するときは、災害ボランティアセンター等と連携して、ボランティアを活用するとともに、自主防災組織、町会・自治会等にも運営の協力を要請し、避難所運営が円滑かつ統一的行われるよう連携を図り、避難者自身による自主運営の形態が確立できるよう努めます。

なお、運営にあたっては、多様な性の在り方を踏まえ、男女双方が参画するとともに、責任者やリーダー等に女性を複数名加えるなどの配慮を行います。

◆避難所生活環境の整備

市は、避難所生活環境を良好に保つとともに長期への対応として、「相談窓口の設置」「避難所の運営における女性の参画の推進」、「男女のニーズの違い等、男女双方など多様な性の在り方の視点等への配慮」、「静脈血栓塞栓床（エコノミークラス症候群）の発生予防に向けた注意喚起の実施」、「同行避難動物の把握及び鳴き声や臭い等に配慮した飼育管理の実施」、「自主運営体制の構築」、「プライバシーの保護」等の対策を行います。

◆指定避難所以外の被災者への対策

市は、在宅避難、車中泊、野外テント泊等への被災者に係る情報把握に努め、必要な措置を講じます。また、町会・自治会の会館等、市の指定する避難所以外の施設に避難している被災者等に対しても情報収集に努め、可能な限り指定避難所に準じて物資の提供等を行います。



(8) 帰宅困難者対策

◆駅周辺の混乱防止

市は、震災発生直後から市内の滞留者に対して報道機関やSNS等を活用して迅速に安全確保のための行動を呼びかけるとともに、公共交通機関の運行状況、市内主要駅周辺の滞留者等の情報を収集し、一斉帰宅の抑制等を広報周知して混乱防止を図ります。また、クリエイトホール内消費生活センター、八王子駅南口総合事務所に情報拠点を設置し、駅周辺滞留者に交通情報・一時滞在施設の情報等を提供します。

◆一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

市は、一時滞在施設の開設が必要になった場合には、あらかじめ指定した一時滞在施設の施設管理者に開設を要請します。一時滞在施設を開設したときは、警察署、消防署、八王子駅周辺滞留者対策推進協議会と連携して、帰宅困難者を一時滞在施設に誘導し、受け入れを行います。一時滞在施設では、水・食糧等の供給や、公共交通機関の運行状況等の帰宅支援情報を提供し、受入者の帰宅誘導を行います。

※一時滞在施設の開設期間は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅できるまでの間、原則として最大3日間程度となります。

(9) 避難行動要支援者などへの対策

◆避難行動要支援者への支援

市は、関係機関や福祉関係団体等の協力を得て、避難行動要支援者の安否と所在の確認を行うとともに、必要とする支援ニーズの把握を行い、必要な介護・介護要員、資器材などの確保に努めます。

なお、災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができることに留意します。

◆日本語に不慣れな外国人への支援

市は、日本語に不慣れな外国人に対しては、多言語のほか、やさしい日本語やピクトグラム等の活用により、必要な情報が正確に伝わるよう配慮します。

また、コミュニケーション支援ボードや多言語音声翻訳アプリ等ICTの活用等、避難所における多言語対応を支援します。

(10)生活救援活動

◆飲料水などの供給

大規模な震災により断水した場合には、最小限の飲料水として、1日1人あたり3リットルを基準として応急給水を行います。

応急給水は、既設の給水所・配水所などの市内 19 か所の災害時給水ステーション（給水拠点）で行うことを基本としていますが、状況によっては車両輸送や避難所等での給水活動を行います。



市内の災害時給水ステーション（給水拠点）

	施設名	所在地		施設名	所在地
1	鑑水給水所	鑑水 401	11	南陽台配水所	南陽台 3-5-1
2	西寺方給水所	西寺方町1006-167	12	櫛原給水所	櫛原町 1294-3
3	狭間給水所	狭間町 1994-478	13	暁町配水所	暁町 3-3-1
4	犬目第二給水所	犬目町 710	14	久保山配水所	久保山町 2-15-1
5	高月給水所	高月町 2240	15	大船給水所	七国 3-56-1
6	散田給水所	散田町 2-6-1	16	鑑水小山給水所	鑑水 2-92
7	東浅川給水所	東浅川町 674	17	南大沢給水所	南大沢 4-1942
8	寺田配水所	寺田町 1359-4	18	都立陵南公園 応急給水層	長房町 1572
9	元八王子配水所	元八王子町 3-2750-487	19	櫛田ポンプ所	櫛田町 545
10	北野給水所	北野町 595-3			

◆食糧、生活物資の供給

避難者など自宅での生活ができなくなった市民や帰宅困難者などに対しては、必要に応じ、避難所において食糧や毛布などの生活物資を提供します。

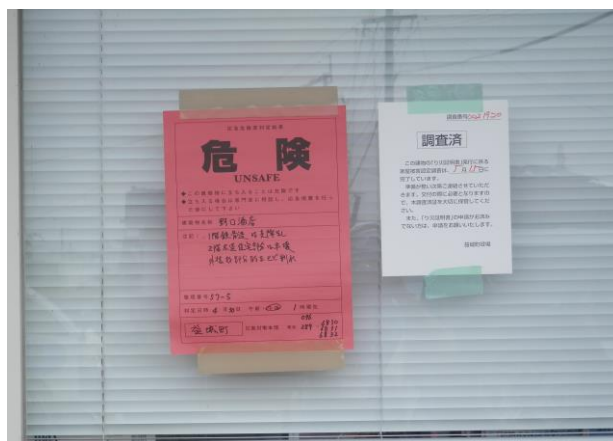
これらの食糧、生活物資は、市の備蓄品や事前に協定を締結している市内の事業者などからの調達、他市からの救援などにより確保します。

(11)住宅対策

◆建物などの応急危険度判定

大規模な地震が発生したときは、余震などによる二次災害を防止するため、被災した建物や宅地を対象に応急危険度判定を行い、該当する建物などに危険、要注意などの表示を行います。

なお、応急危険度判定は、人命の安全を確保するために緊急に行うものであり、罹災証明のための被害調査ではありません。（被害調査については、別途行うこととなります。）



◆仮設住宅の建設など

災害により住宅を失い、自らの資力では住宅を確保できない被災者などのために、仮設住宅の建設、被災住宅の修理、公共住宅・民間住宅の借り上げなどを行い、住居の確保を図ります。

なお、建設型応急住宅の割り当てに際しては、地域コミュニティなどに配慮し割り当てることとします。なお、必要戸数の確保が困難な場合には、東京都との調整を踏まえ区市町村相互間で融通し合います。

(12)保健衛生・清掃活動

◆保健衛生対策

感染症の発生等を予防するため、必要に応じて被災地や避難所の消毒などの保健衛生対策を東京都等と連携して行います。

また、大気汚染対策として、建物倒壊に伴う大気汚染やアスベストの飛散について市民への周知を行うとともに、倒壊建物所有者及び解体施工者に対し、建物解体の際には、有害大気汚染物質やアスベストの飛散防止に関する指導を行います。

◆動物救護

市は、東京都や獣医師会等関係団体と連携して、飼育動物の同行避難に対応するため、避難所における避難者の飼育動物について、「飼育者と避難所責任者が協議し、避難所における動物の飼育場所を設定」「飼育動物の適正な自主管理についての広報」などの対策を行います。

◆災害時トイレ対策

市は、大規模災害が発生した際に、状況に応じて避難所等に仮設トイレ、マンホールトイレを設置します。なお、設置にあたっては、保健衛生、生活環境、防犯の視点を取り入れ、女性、要配慮者、子供等の利用などに配慮します。また、帰宅困難者に対しては、必要に応じ、八王子駅などの主要駅に仮設トイレを設置します。



◆し尿やごみの収集・処理

市は、仮設トイレの設置状況や処理施設の被害状況、当面の処理能力等を考慮し、し尿収集・処理計画を策定し、必要な体制を確保して、し尿収集・処理を実施します。

また、ごみについては、「家庭系ごみの収集・運搬方法は被災状況に応じ、一時集積所の設置を行う等、災害時も家庭ごみの収集・運搬を継続するよう努めること」「既存の体制を活用した収集運搬体制の構築が困難な場合、国や都、民間団体等に協力を求めるとともに、災害発生時は収集運搬車両台数に不足が生じるため、処理の優先順位を定め、効率的な収集運搬を実施すること」などに留意して、生活ごみの収集・運搬を行い、処理します。

◆災害廃棄物の処理

市は、災害時には「八王子市災害廃棄物処理計画」に基づき、速やかに初動対応を実施するとともに、発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物処理実行計画を策定します。この実行計画には、被害の状況等に応じて災害廃棄物の発生量、処理体制、処理方法、処理フローや処理スケジュールなどに関することを定め、これを指針として災害廃棄物を円滑に処理し、早期の復旧・復興を図ります。

また、大量の災害廃棄物が発生し、本市や多摩ニュータウン環境組合の既存施設の処理能力を超過した場合は、国や東京都、近隣自治体、産業廃棄物処理業者等との連携協力体制のもと、広域的な災害廃棄物処理を求めます。

◆遺体の安置、火葬

災害で多数の方が亡くなられた場合は、遺体収容所を設置し、警察や医師が遺体を調べて身元などを明らかにした上で、ご遺族に引き渡します。身元不明の遺体は、引取人の発見に努めるとともに、引取人がない場合は、市で埋火葬を行います。

(13) 震災・風水害におけるその他の対策

◆文教対策

災害時には、園児、児童、生徒の安全確保と安否確認を行うとともに、施設や教職員などの被害状況を把握し、学用品の支給や状況に応じた教育環境の整備を講じて、速やかな授業などの再開を図ります。

◆ライフライン施設などの対策

上下水道、電気、ガス、電話、鉄道、道路などの施設が被害を受け、そのサービス機能が停止又は低下したときは、各事業者、管理者などは、相互に連携・協力して、代替サービスの提供並びに機能回復に努めるとともに、復旧措置を講じます。

◆社会公共施設等の対策

災害対策上重要な役割を果たす市庁舎、公共施設、社会福祉施設等については、災害時に利用者等の安全確保、施設機能の保全、回復等の応急対策を行うとともに、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、各管理者が、早期に被害状況を把握し、使用できるかどうかを応急的に判定します。

◆災害警備活動

市は、警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行います。また、災害時の社会的混乱に乗じた窃盗や詐欺等の犯罪を未然に防止するため、警察等と連携して市民に防犯対策に関する広報を行うとともに、災害の状況に応じて、防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請します。

(14) 火山災害対策

本市に被害を及ぼすおそれがある火山としては、富士山、箱根山があります。富士山、箱根山は、今後 100 年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、平成 21 年 6 月に火山噴火予知

連絡会によって選定されています。

八王子市から富士山山頂火口までの距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはありませんが、広範囲な降灰に起因する被害が想定されます。富士山等の噴火により、本市に降灰等の被害が及ぶ場合は、関係機関と連携し、降灰対策を中心とした活動を行います。

(15)原子力災害対策

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故において、発電所から離れている東京においても、様々な影響を受けた経験を踏まえるとともに、市内又は近隣における放射線使用施設や核燃料物質輸送車両の事故に対応するため、災害事象別に定められた対策活動を実施する必要があります。

そこで、原子力災害に関する情報収集や市民への迅速で正確な情報を提供する体制を整備し、市民の不要な混乱の防止及び市民生活の安心・安全の確保を中心とした活動を行います。

(16)新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症などの対策については、政府による新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されたときには、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）を受けて制定した「八王子市新型インフルエンザ等対策本部条例」及び新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき対応します。

また、特措法に定めのない感染症により、市民の健康被害や社会的影響が懸念されるような場合も新型インフルエンザ等対策行動計画に準じて対応します。

4. 災害からの復旧・復興【復旧復興計画】

(1) 災害復旧

◆被災者への生活再建支援

被災した市民が、一刻も早く自力で生活できるように、市及び関係機関は、罹災証明書の発行、義援金の受け入れ・配分、災害弔慰金や被災者生活再建支援法に基づく支援金などの支給、災害援護資金の貸与、租税の減免や郵便・電話料金の免除などの各種支援措置を行います。



◆罹災証明書・被災証明書の発行

「被災証明書」の発行受付は、被災者総合相談窓口で行い、「罹災証明書」の発行受付は、被災者総合相談窓口とは独立した、罹災証明書発行専門の窓口を設置し実施します。

罹災証明発行等体制の整備に関しては、国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、罹災証明書発行体制等についてガイドライン化し、市における平時での業務手順等の確認や、協定の締結及びシステムの整備等事前対策の充実と標準化を図ります。また、東京都の統一システムを活用して業務を標準化し、都内自治体との連携を強化します。

その他、事前準備として、消防署との合同訓練や情報交換を行うこと、職員研修を実施することで、災害時調査等に従事する要員を確保し、罹災証明書を迅速に発行するための全庁的な体制の構築を図ります。



◆公共施設の災害復旧

大規模な災害により被災した公共施設は、法律による財政支援を受けて迅速な災害復旧事業を行います。

(2)災害復興

◆災害復興総合計画の策定

市は、国復興基本方針及び都復興方針に即して、復興後の市民生活や市街地形成のあり方及びその実現に至る基本的戦略を明らかにした「八王子市災害復興基本方針」を策定・公表後、その基本方針に基づき、災害復興総合計画及び特定分野計画を策定します。

◆復興事業の推進

地域づくりに関する分野の復興は、平常時から進めるまちづくり計画を活かしながら、被害状況を的確に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や地域特性に応じた災害復興総合計画を策定し、速やかな事業の実現を図ります。事業の実施にあたっては、関連諸制度を活用しながら、良好で安全なまちなみの形成を図ります。

被災した市民・事業者及び被災地域の健全な回復は、計画の原案策定から実施までの各過程で、「都市復興」と「生活復興」の二つについて国・東京都等と連携して進めます

◆都市復興対策

市は、災害復興基本方針に基づき、都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、「被災前の調査」から「復興事業の推進」までのプロセス（期間）を基本とする都市の復興対策を実施します。なお、プロセスの手順の詳細については、「八王子市震災復興マニュアル」に定めたものとします。

5. 東海地震等に備えて

【東海地震・南海トラフ地震対応計画】

(1) 東海地震対策

大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地震（震源：駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6弱以上の地震動を受けると推定される地域が「地震防災対策強化地域」として指定されています。

八王子市はこの強化地域ではありませんが、都内は隣接地域として最大で震度5強程度の揺れが予測されており、震度5程度であってもある程度の被害を受ける可能性があることや、東海地震は、国内で想定されている地震で唯一、発生の前予知の可能性があるとされている地震であることから、地域防災計画では、主に東海地震に関連する情報や警戒宣言が寄せられた場合の混乱防止や被害軽減を目的とし、東海地震の対応計画を定めています。

この東海地震に関連する情報は、「確度の高い予測は困難」との理由で平成29年11月1日、「東海地震に関連する情報」の発表を終了し、同日から「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行う運用を開始しました。

しかし、東海地震発生の可能性については、従来と変わらないものであり、対策としては継続する必要があることから、南海トラフ地震の対応と合わせて「東海地震・南海トラフ地震対応計画」として規定するものとします。

(2) 南海トラフ地震対策

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっています。

南海トラフ地震が発生した場合、本市は最大で震度5強と想定されており、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」での防災対策推進地域には指定されていません。よって、同法第5条に基づく推進計画の作成は義務付けられていないため、南海トラフ地震の予防対策や応急対策等は「第2編 災害予防計画」、「第3編 震災応急対策計画」、「第6編 復旧復興計画」により対処します。

なお、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて高まった場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表します。

この「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合には、その後の情報収集、市民への注意喚起や混乱防止の広報等を行います。

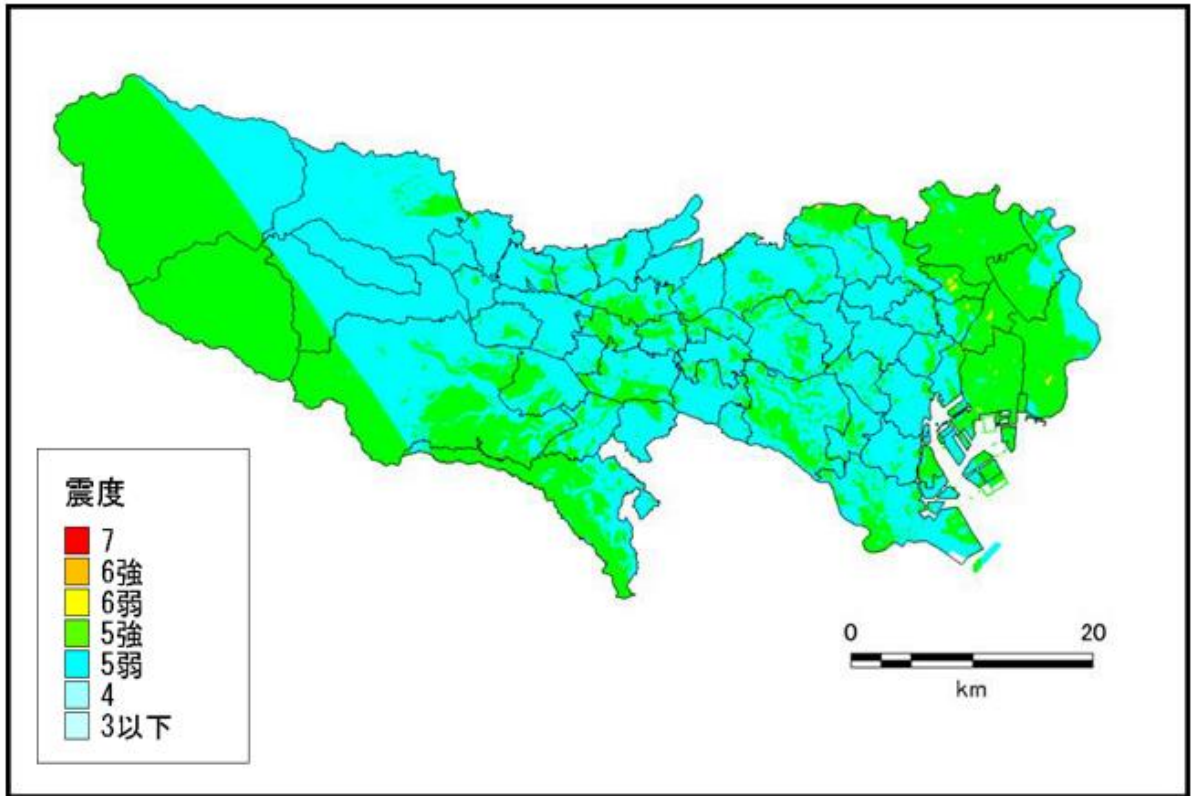


図 南海トラフ巨大地震（M9 クラス）の震度分布



令和7年修正

八王子市生活安全部防災課

TEL 042-620-7207 (直通)

FAX 042-626-1271